

防整施第6037号

31.3.28

防整施第4977号

一部改正 令和2年3月30日

防整施第5082号

一部改正 令和3年3月26日

大臣官房会計課長
地方協力局施設管理課長
防衛大学校総務部会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部経理課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部総務部経理課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部総務部会計課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部総務部会計課長
防衛監察本部総務課長 殿
各地方防衛局総務部長
北海道防衛局管理部長
東北防衛局企画部長
北関東防衛局管理部長
南関東防衛局管理部長
近畿中部防衛局管理部長
中国四国防衛局企画部長
九州防衛局管理部長
沖縄防衛局管理部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設計画課長

(公印省略)

建設工事における標準現場説明書について（通知）

標記について、設計図書に明示すべき施工条件等について（防整技第7187号。28.3.31）に基づき別紙第1及び別紙第2のとおり定め、平成31年7月1日以降に入札公告、指名通知又は見積依頼を行う建設工事について適用することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。ただし、本説明書により難しい場合は、適宜説明事項を削除し、又は本説明書の趣旨に沿って追加できるものとする。

なお、建設工事における標準現場説明書について（防整施第7124号。28.3.31）は、平成31年6月30日限りで廃止する。

添付書類：別紙第1及び別紙第2

写送付先：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

標準現場説明書

第 1 一般事項

1 入札（又は見積書の提出）について

- (1) この工事の入札（又は見積書の提出）に当たっては、一般競争入札の公告、指名通知書（見積依頼書を含む。）、図面、仕様書、入札心得書（又は見積心得書）、建設工事請負契約書案及びこの現場説明書をよく確認の上、入札書（又は見積書）を提出するものとする。
- (2) この工事の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札保証について

競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、以下のいずれかの書類を提出しなければならない。

(1) 入札保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

ア 保管金領収証書は、「【保管金取扱店名】」に見積金額の 100 分の 5 の金額以上に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

イ 保管金領収証書の宛名の欄には、「【歳入歳出外現金出納官吏 役職 氏名】」と記載されるように申し込むこと。

ウ 落札者が契約を結ばないときは、保管金は、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 7 の規定により国庫に帰属する。

エ 入札参加者は、落札者決定後、保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

なお、落札者は、工事請負契約書案の提出とともに提出すること。

(注：【】内は担当者が記載すること。)

(2) 入札保証金に代わる担保としての利付国債に係る政府担保振替国債提供書及び提供しようとする振替国債の名称、記号、利息の支払期並びに償還期限を確認するために必要な資料（提供しようとする振替国債の口座がある銀行・証券会社等で作成されたもの）

ア 政府担保振替国債提供書は、見積金額の 100 分の 5 の金額以上に相当する金額の利付国債を記載し提出すること。

イ 政府担保振替国債提供書の宛名の欄には、「【有価証券取扱主任官 役職 氏名】」と記載されるように申し込むこと。

ウ 落札者が契約を結ばないときは、振替国債は、会計法第 29 条の 7 の規定により国庫に帰属する。

エ 入札参加者は、落札者決定後、政府担保振替国債払渡請求書を提出すること。

なお、落札者は、工事請負契約書案の提出とともに提出すること。

(注：【】内は担当者が記載すること。)

(3) 落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払を保証する銀行等の保証に係る保証書

ア 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、「【会計機関名 役職 氏名】」と記載されるように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、見積金額の100分の5の金額以上とすること。

カ 保証期間は、書類の提出日から、落札者決定の日から7日を経過した日以降の日であって、契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が指定する日までを含むものとする。

キ 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6月以上確保されるものとする。

ク 落札者が契約を結ばないときは、銀行等から支払われた保証金は、会計法第29条の7の規定により国庫に帰属する。

ケ 入札参加者は、落札者決定後、契約担当官等から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。ただし、落札者については、工事請負契約書案提出後、契約担当官等から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

コ 保証期間の不足により保証期間を変更する場合の取扱いについては契約担当官等の指示に従うこと。

(4) 落札者が契約を結ばないことにより生ずる損害をてん補する入札保証保険契約に係る証券

ア 入札保証保険とは、落札者が契約を結ばない場合に、保険会社が保険金を支払うことを約する保険である。

イ 入札保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

ウ 保険証券の宛名の欄には、「【会計機関名 役職 氏名】」と記載されるように申し込むこと。

エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保険金額は、見積金額の100分の5の金額以上とすること。

カ 保険期間は、書類の提出日から、落札者決定の日から7日を経過した日以降の日であって、契約担当官等が指定する日までを含むものとする。

キ 落札者が契約を結ばないときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の7の規定により国庫に帰属する。

(注：【】内は担当者が記載すること。なお、第3号イ及び第4号ウの「会計機関名」は、当該工事を契約する会計機関名を記載すること。)

3 契約の保証について

(1) 受注者は、建設工事請負契約書案の提出とともに、以下のいずれかの書類を提出しなければならない。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

(ア) 保管金領収証書は、「【保管金取扱店名】」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

(イ) 契約保証金は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。ただし、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第86条の調査(以下「低入札価格調査」という。)を受けた者との契約については、請負代金額の10分の3の金額以上とする。

(ウ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「【歳入歳出外現金出納官吏 役職 氏名】」と記載されるように申し込むこと。

(エ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(オ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(カ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払い渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての振替国債(利付国債に限る。)に係る政府担保振替国債提供書及び提供しようとする振替国債の名称、記号、利息の支払期並びに償還期限を確認するために必要な資料(提供しようとする振替国債の口座がある銀行・証券会社等で作成されたもの)

(ア) 政府担保振替国債提供書は、契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を記載し提出すること。

(イ) 政府担保振替国債提供書の宛名の欄には、「【有価証券取扱主任官 役職 氏名】」と記載されるように申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、振替国債は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(ホ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府担保振替国債払渡請求書を提出すること。

(注：【】内は担当者が記載すること。)

ウ 債務不履行時による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書

(ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」という。）とする。

(イ) 保証書の宛名の欄には、「【会計機関名 役職 氏名】」と記載されるように申し込むこと。

(ウ) 保証債務の内容は建設工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

(エ) 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、建設工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

(オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

(カ) 保証期間は、工期を含むものとすること。

(キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6月以上確保されるものとすること。

(ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保託金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとすること。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

(ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

(イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「【会計機関名 役職 氏名】」と記載されるように申し込むこと。

(ウ) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、建設工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

(エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、請負代金額の10分の3の金額以上とする。

(オ) 保証期間は、工期を含むものとすること。

(カ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変

更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(ク) 公共工事履行保証証券による保証を選択した場合は、工事完成後を除き、発注者は建設工事請負契約書第5条第1項ただし書きに規定する承諾をしないものとする。

(注：【】内は担当者が記載すること。なお、「会計機関名」は、当該工事を契約する会計機関名を記載すること。)

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険証券に係る証券

(ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

(イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

(ウ) 保険証券の宛名の欄には、「【会計機関名 役職 氏名】」と記載されるように申し込むこと。

(エ) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、建設工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

(オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、請負代金額の10分の3の金額以上とする。

(カ) 保険期間は、工期を含むものとする。

(キ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

(ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) 前号の規定にかかわらず、1件につき契約金額が予算決算及び会計令第100条の2第1項に該当し、建設工事請負契約書の作成を省略することが出来る場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

(注：【】内は担当者が記載すること。なお、「会計機関名」は、当該工事を契約する会計機関名を記載すること。)

4 工期変更の場合における保証事業者に対する通知について

(1) 前払保証約款第7条の2に基づく被保証者（発注者）から保証事業者に対する通知は、建設工事請負契約書第38条第3項に定めるところにより、受注者が直ちに行うものとする。

(2) 受注者は、前号により保証事業者に対して通知を行ったときは、その旨を

発注者に対して通知するものとする。

5 建設工事請負契約書案について

(1) 第1条関係（総則）

ア 仮設、施工方法等は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者の責任において定める。

イ 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

ウ 本契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は書面により行わなければならない。

(2) 第2条関係（関連工事の調整）

受注者は、発注者の調整に従い、第三者の施工する工事の円滑な施工に協力しなければならない。また、この調整に従ったことを理由として請負代金額の変更又は必要とした費用を発注者が負担することを要求することはできない。

(3) 第6条関係（一括委任及び一括下請負の禁止）

下請負に係る工事の目的物が独立した工作物であり、通常工事1件として発注できるような場合及び工事の主体的な部分を取りまとめて他の1人の建設業者に下請負させるような場合についても本条に該当する。

(4) 第7条関係（下請負人の通知）

「その他必要な事項」とは、下請負人の住所、施工部分の内容、当該工事現場の担当責任者の氏名等を含む。

(5) 第10条関係（現場代理人及び主任技術者等）

ア 第1項第2号に定める者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、恒常的な雇用関係とは、受注者から入札の申込のあった日以前に3月以上の雇用関係にあるものをいう。

イ 「監理技術者」とは、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者とする。

ウ 「常駐」とは、当該工事のみを担当していること（専任）だけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味する。また、「運営、取締り」とは、請負契約に基づく工事の施工に関し、受注者において行う工事現場に関する全ての管理行為を指すものであり、工事の施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理その他の管理のほか、工事現場の風紀の維持等もこれに含まれる。

(6) 第11条関係（履行報告）

「契約の履行についての報告」とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、施工計画書等の履行計画についての報告も含まれる。

(7) 第17条関係（工事用地の確保等）

「撤去」とは、支給材料又は貸与品を契約担当官等に返還することが含まれる。

「処分」とは、支給材料又は貸与品を回収することが含まれる。

(8) 第20条関係（設計図書の変更）

設計図書の変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度行うことと

するが、軽微な設計図書の変更に伴うものは、工期の末（国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、各会計年度の末及び工期の末）までに行う。

(9) 第21条関係（工事の中止）

第3項にいう、「増加費用」とは、中止期間中、工事現場を維持し又は工事の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するため必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、工事を再開するために労働者、機械器具等を工事現場に搬入する費用等をいう。

(10) 第27条関係（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

ア 賃金又は物価の変動による請負代金額の変更（以下「スライド」という。）は、残工事の工期が2月以上ある場合に行う。

イ 第2項の「変動前残工事代金額」の算定の基礎となる「当該請求時の出来形部分」の確認については、スライドの請求があった日から起算して14日以内で、契約担当官等が受注者と協議して定める日において、監督官が確認する。この場合において、受注者の責により遅延していると認められる工事量は、当該請求時の出来形部分に含めるものとする。

ウ 第5項の「特別な要因」とは、主要な建設資材の価格を著しく変動させるおそれのある原油価格の引き上げのような特別な要因をいう。

(11) 第31条関係（不可抗力による損害）

ア 第4項の「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。

イ 1回の損害額が当初の請負代金額の $\frac{5}{1000}$ の額（この額が20万円を超えるときは20万円）に満たないものは、損害額に含めない。

(12) 第37条関係（前金払）

ア 受注者は、請負代金額が1000万円以上で、かつ、工期が150日以上工事については、中間前金払又は部分払のいずれかを選択することができる。また、その選択結果については、契約締結時まで申し出るものとし、その後においては変更することはできない。

イ 中間前金払を選択した場合においては、契約担当官等又は契約担当官等が指定する者の認定を受け、かつ、保証事業会社と前払金の保証契約を締結したときは、請負代金額の $\frac{10}{100}$ 以内の中間前金払の支払を請求することができる。

ウ 認定の請求は、当該契約に係る工期の $\frac{2}{10}$ （国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、当該年度の工事実施期間の $\frac{2}{10}$ ）を経過し、かつ、概ね工程表によりその実施すべき工事が行われ、その進捗が金額面（現場搬入の検査済み材料を含む。）でも $\frac{2}{10}$ （国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、当該年度の出来高予定額の $\frac{2}{10}$ ）以上である場合に行うものとする。

エ 低入札価格調査を受けたものとの契約については、第1項中「 $\frac{10}{100}$ 」を「 $\frac{10}{100}$ 」に、第5項中「 $\frac{10}{100}$ 」を「 $\frac{10}{100}$ 」に、「 $\frac{10}{100}$ 」を「 $\frac{10}{100}$ 」に、第6項及び第7項中「 $\frac{10}{100}$ 」を「 $\frac{10}{100}$ 」

分の3」に、「10分の6」を「10分の4」と読み替えるものとする。

(13) 第38条関係（保証契約の変更）

第2項において、前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下らないこと。

(14) 第42条関係（国庫債務負担行為に係る契約の特則）

ア 各会計年度における請負代金額の支払の限度額は、次のとおり。

年度	約	%以内
年度	約	%以内
年度	約	%以内

イ 各会計年度における請負代金額の支払の限度額及び出来高予定額は契約書を作成するまでに受注者に通知する。

(15) 第43条関係（国債に係る契約の前金払の特則）

ア 前金払の条件は次のとおりとする。

(ア) 各会計年度前金払を行う。

(イ) 初年度は前金払を行わない。

(ウ) 初年度に第2年度分を含めて前金払を行う。

イ 初年度以外の会計年度においては、予算の執行が可能になる時期以前に前金払の支払を請求することができない。

(16) 第44条関係（国債に係る部分払の特則）

ア 各会計年度における部分払を請求できる回数は、次のとおり。

年度	回
年度	回
年度	回

イ 中間前金払を選択した場合における各会計年度の部分払（最終年度に係るものを除く。）は、請負代金相当額が各会計年度の出来高予定額を超過した場合に限り請求することができる。

(注：第14号から第16号は、国庫債務負担行為に基づく契約以外の時は削除すること。また、国庫債務負担行為に基づく契約であっても、適用しない項目は削除すること。)

(17) 第56条関係（解除に伴う措置）

「撤去」とは、支給材料又は貸与品を契約担当官等に返還することが含まれる。

「処分」とは、支給材料又は貸与品を回収することが含まれる。

(18) 第59条関係（契約不適合責任期間等）

第1項における契約不適合責任期間の存続期間については、建設工事ごとに定めるものとし、原則として2年とする。ただし、設備機器本体等の当該期間は1年とする。

(19) 第60条関係（火災保険等）

建設工事請負契約書第60条に基づき、工事目的物及び工事材料を火災保険

等に付する場合の取扱いは、次のとおりとする。

なお、この取扱いにより難いときは、必要に応じて契約担当官等と協議するものとする。

ア 受注者は、火災、落雷、爆発又は破裂あるいは、台風、せん風、暴風雨の風災を原因として起こる損害をてん補できる保険を、付保するものとし、保険金は原則として請負代金額とする。ただし、次に掲げる工事は、保険を付さないことができる。

なお、受注者自ら当該保険に付加する特約等については、これをさまたげるものではない。

(ア) 解体、撤去、分解又は後片づけ工事

(イ) 建物の基礎工事及び外構工事

イ 受注者は、工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）を付保するものとする。

ウ 保険に加入する時期は、原則として工事着工のときとし、終期は工事完成後14日とする。

エ 受注者は、保険契約締結後に請負額の変更又は工事の延長等があった場合は、当該変更の内容に基づき保険契約の変更を行わなければならない。

オ 受注者は、保険契約を締結（変更も含む。）した場合は、当該保険証券等の写しを契約担当官等に提示しなければならない。

(20) 第64条関係（あっせん又は調停）

建設工事紛争審査会は、原則として受注者の建設業の許可区分により、国土交通大臣許可の場合は、中央建設工事紛争審査会とし、都道府県知事許可の場合は当該都道府県建設工事紛争審査会とする。

なお、一般競争に付した工事の請負契約においては、中央建設工事紛争審査会とする。

6 指導事項について

(1) 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善に努めること。

(2) 建設工事の適正な施工の確保について

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する一括下請その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

イ 下請代金の支払については、建設業法を遵守すること。

ウ 建設業法第26条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（専らその職務に従事する者で、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置すること。この場合において、専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置するも

のとし、発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。

エ ア、イ及びウのほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

(3) 労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

(4) 建設業退職金共済制度について

ア 建設業者は、建設業退職金共済組合（以下「組合」という。）に加入するとともに、建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。

イ 受注者は、組合の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事契約締結後1月以内に提出すること。

なお、この期間内に収納書を提出できない特別の事情がある場合には、あらかじめその理由及び証紙購入予定を併せて申し出ること。

ウ 組合に加入せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者は、今後の指名等について考慮することがある。

エ 証紙購入状況を把握するため必要があると認めるときは、関係資料の提出を求めることがある。

オ 下請契約を締結する際は、当該契約の受注者に対してこの制度の趣旨を説明し、掛金相当額を請負代金中に算入することにより、当該契約受注者の組合加入並びに証紙の購入及び貼付を促進すること。

カ 下請契約における受注者の規模が小さく、管理事務の処理面で万全でない場合は、下請契約における注文者に組合加入手続及び組合関係事務の処理を委託する方法もあるので、下請契約における注文者は積極的に受託するようにすること。

キ 受注者は、組合から工事現場に建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識の掲示について要請があった場合には、特別の事情がある場合を除き、これに協力すること。

(5) ダンプトラック等による過積載等の防止について

ア 工事中資機材等の積載超過のないようにすること。

イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

エ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。

オ ダンプカー協会の設立状況を踏まえ、同協会への加入を促進すること。

カ ダンプカー協会の設立、加入等の状況に応じて、ダンプカー協会加入車を優先的に使用すること。

キ 工事の現場に出入りする一人一車等零細なダンプカー事業者に対し、協業化による運送免許の取得を促進するよう指導すること。

ク 工事の施工に当たっては、土砂等の運搬が運送契約によって行われるとき

は、正規の運送免許を受けた者の車に限って使用すること。

ケ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。

コ アからケまでのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(6) 分別解体等実施義務について

受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項の規定による分別解体等をしなければならない。

(7) 防衛省が発注する工事等からの暴力団排除の推進について（防経施第6993号。20.6.5）に基づく暴力団排除を行うための措置は以下のとおりとする。

ア 下請等から暴力団を排除するための措置について

都道府県警察から、暴力団関係業者として、防衛省が発注する工事（以下「発注工事」という。）から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、下請等として使用しないこと。

イ 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(ア) 発注工事において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(イ) (ア)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(ウ) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

ウ 通報等義務を怠った場合の措置について

(ア) 暴力団員等による不当介入を受けた受注者等が都道府県警察への通報等を怠った場合には、当該受注者等に対して指名停止又は書面による注意の喚起を行うものとする。

(イ) (ア)による指名停止を受けた者については、工事の施工成績の評定に反映させるものとする。

(ウ) (ア)による指名停止を受けた者については、その旨を公表するものとする。

(エ) (ア)による指名停止を受けた者については、下請等の承認をしてはならないものとする。

7 入門手続について

(1) 一般競争入札において競争参加資格の確認を受けた者、指名競争入札において指名通知を受けた者又は見積依頼を受けた者が、入札見積のために現地の確認が必要として自衛隊施設又は米軍施設に立ち入る場合は、事前に、立入月日及び立入りしようとする人数等についての契約担当部署と調整を行うものとする。

(2) 工事の施工に際し、自衛隊施設又は米軍施設に立ち入る場合は、事前に、工事監督官と調整を行い、当該施設を管理する部隊等の規則等に基づき関係書類を提出のうえ、出入許可を受けた後に当該施設に立ち入るものとする。

また、当該関係書類を提出の際は受注者の代表者（現場代理人等）が記載漏れや本人確認資料等を確認するとともに、申請が許可されて入門許可証等が発行される際は、受注者が一括して受領した場合にあっては、受注者は身分証明書等による申請者本人であることを確認した上で手交することとし、自衛隊施設等の担当部隊等から申請者本人へ手交する場合にあっては、受注者は部隊等が行う本人確認及び手交に立ち会うこととする。

第2 特記事項

1 工期の厳守について

(1) 本工事の施工に当たって、関連する工事の工程は次のとおりであるので、業者相互の連絡調整等を密にし、工事が遅延することがないように努めること。

工 事 名 称	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
○ ○ 土 木 工 事										
○ ○ 建 築 工 事										
○ ○ 機 械 設 備 工 事										
○ ○ 電 気 設 備 工 事										
○ ○ 通 信 工 事										

注1) 凡例：――工事準備期間又は工事休止期間、▽着工予定時期

注2) 建築及び設備工事の共通費の算定に用いる(T)は、○○ヶ月とする。

(2) 概成工期 工期末の○日前

概成工期とは、建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行う上で、関連工事を含めた各工事が総合調整に支障のない状態にまで完了しているべき期限とする。

(3) 建物部分の敷地造成は、 年 月までに引渡しを受けられるものとする。

また、関連する工事との工程上の関係から、 年 月 日から 年 月 日までの間は、工事の施工ができないことが見込まれる。

(4) 建物各階のコンクリート打設は、建築工事特記仕様書による。

(5) 建物外部足場の撤去は、 年 月までに行うものとする。

(6) 受電時期 年 月

(7) 本工事のほか、防衛装備庁の契約する○○機器の据付け工事が予定されており、据付け期間は、 年 月 日から 年 月 日までの予定である。

2 本工事の施工期間、施工時間及び施工方法等は、次のとおりとする。

○ ○ 工 年 月 日から 年 月 日まで

△ △ 工 23:00から05:00まで

その他の工種 通常の施工時間帯

破 碎 工 火薬の使用はできない。

- 3 本工事の実施に必要な関係機関等との協議は、 年 月 日頃成立する見込みである。

なお、協議の際、施工方法等に条件が付された場合は、別途協議するものとする。

- 4 本工事に配置する主任技術者又は監理技術者は、以下の期間において工事現場への専任を要しないものとする。

- ・本工事の契約締結日から現場施工に着手するまでの期間
- ・工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事が全面的に一時中止している期間
- ・橋梁、ポンプ、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ・工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

- 5 用地の取得条件、使用条件等は、次のとおりとする。

- (1) 本工事場所については、用地の取得について〇〇市等と調整中であり、年 月 日までに使用できる予定である。
- (2) 本工事場所のうち図示箇所については、年 月 日頃までに取得する予定である。

なお、予定期日までに用地の取得等ができなかった場合においても、工事の進捗に支障の生じないようあらかじめ工程上の配慮をしておくこと。

- (3) 本工事場所のうち図示箇所の着工については、年 月 日以降とする。
- (4) 仮設ヤードとして、別図に示す場所を無償（有償）で使用することができる。

- 6 本工事の実施に当たっては、次の公害対策及び安全対策を取るものとする。

- (1) 次の工種の施工に当たっては、低騒音型、低振動型建設機械として指定された建設機械を使用するものとする。

〇〇工 （施工時間帯 10:00～17:00）

△△

- (2) 本工事の施工に当たっては、ほこり等を防止するため、〇回／日程度散水するものとする。

- (3) 本工事の施工に当たっては、別図のように交通誘導警備員、警備員、ガードマンボックスを配置するものとする。なお、安全には十分注意するものとする。

交通誘導警備員（A） 〇名、夜間〇月

交通誘導警備員（B） 〇名、夜間〇月

警 備 員 〇名、工事期間中

ガードマンボックス 工事期間中

- (4) 本工事における安全施設として、視線誘導標識〇〇個、安全灯〇〇本を〇月設置するものとする。

- (5) 墜落制止用器具の着用は、平成31年厚生労働省告示第11号による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びラ

ンヤード等) とする。

7 本工事の施工に伴う騒音、振動、地下水の変動等により工事施工場所周辺の家屋等に影響を及ぼすおそれがあるので、別図に示す範囲の〇〇について、事前、事後の調査を行い、その結果を提出するものとする。

なお、調査の内容、方法等は、次のとおりとする。

- (1) 内 容
- (2) 方 法
- (3) その他

8 本工事の実施に当たっての搬入・搬出路は、別図に示すとおりとし、他の経路は使用してはならない。なお、使用した道路の舗装等の補修が必要となった場合は、別途協議するものとする。

9 本工事で設置した足場は、本工事以外の工事（約〇〇件）の工事業者も無償で使用するので、他の業者の使用に支障のないよう常に維持管理を行うものとする。

10 本工事の〇〇は、別図のとおりとするが、現地調査の結果、構造、工法等に変更がある場合は、別途協議するものとする。

11 本工事で発生する残土は、〇〇地（片道運搬距離〇〇km）に運搬し捨土するものとする。

12 本工事から発生する〇〇廃棄物は、受注者の負担と責任において、産業廃棄物処理場に運搬、処分するものとする。なお、処分に先立ち、受入条件等を確認し、工事監督官に報告するものとする。

13 既存施設の撤去により生じた発生材は、図示場所まで運搬し、 年 月 日までに引き渡すものとする。

14 既存施設の撤去により生じる〇〇等は本工事において使用するものとする。なお、使用に当たっては、品質等の確認をするものとする。

15 支給材料及び寄託品は、次のとおりとする。

名 称	規 格	数 量	引 渡 場 所

16 本工事の〇〇に使用する電気、上下水道等は、当該施設の管理者の承諾を得て、既存施設から分岐して使用することができる。

なお、使用単価は、電気〇〇円/kwh、水道〇〇円/m³

17 本工事の〇〇の施工に当たって障害となる〇〇は、 年 月 日までに、〇〇が移設する予定である。

18 本工事の〇〇の施工に当たっては、建設労働者等の出入門はマイクロバスにより行うものとする。

19 防衛施設への立入り、仮設物の設置等に当たっては、関係機関等の定める諸規則に従うものとする。なお、特別な条件等が付された場合は、別途協議するものとする。

2 0 特記仕様書に記載された事項のほか、関係法令に基づく工事に必要な届出書類の手続は、受注者が行う。

ただし、消防法に基づく危険物の申請及び建築基準法に基づく建物等の評定申請はこの限りではない。

2 1 監督官事務所の設置場所、設置面積、設置期間等は、次のとおりとする。

(1) 設置場所 別図に示すとおり。

(2) 設置面積 ○○㎡、○○造、○階建て
フロアプラン、仕様は、別図のとおりとする。

(3) 設置期間 年 月 日から 年 月 日まで
うち、 年 月 日から 年 月 日までの間の費用を負担するものとする。

(4) 電 話 ・ N T T回線○○回線を設置するものとする。
なお、使用料は、官側で負担する。
・ 自衛隊専用線とし、配線のみ行うものとする。

(5) 監督官事務所の水道光熱費（使用料、設置費）等は、受注者の負担とする。

2 2 監督官事務所の備品等は、次のとおりとする。

(1) 備品は、 年 月 日から 年 月 日までのうち、 年 月 日から 年 月 日までの間の費用を負担するものとする。
なお、備品の品目、数量は付表のとおりとする。

(2) 監理用車両その他

ア 監理用車両

- ・ 5人乗りライトバン ○台（運転手、燃料、整備、保険共）
年 月から 年 月までの間の費用を負担するものとする。
- ・ 50ccバイク ○台（燃料、ヘルメット、整備、保険共）
年 月から 年 月までの間の費用を負担するものとする。

イ 連絡員 ○名

年 月から 年 月までの間

2 3 現場環境の改善（快適トイレの設置）

受注者は、現場環境改善の一環として、施工現場付近に男女別1基ずつ、以下の①～⑪の仕様を全て満たすトイレを設置することとする。また、⑫～⑰については、満たしていればより快適に使用できる項目であり、必須ではない。

設置基数) 男子用1基、女子用1基

設置期間) ○ヶ月

【快適トイレに求める機能】

- ① 洋式便器
- ② 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能

- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨ サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩ 鏡と手洗い器
- ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- ⑫ 室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ⑬ 擬音装置（機能を含む）
- ⑭ 着替え台
- ⑮ 臭気対策機能の多重化
- ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

付 表

品 目	数 量	品 目	数 量

注) 監督官の員数により必要品目・数量を記入するものとする。

標準現場説明書（役務的保証）

第1 一般事項

1 入札（又は見積書の提出）について

- (1) この工事の入札（又は見積書の提出）に当たっては、一般競争入札の公告、指名通知書（見積依頼書を含む。）、図面、仕様書、入札心得書（又は見積心得書）、建設工事請負契約書案及びこの現場説明書をよく確認の上、入札書（又は見積書）を提出するものとする。
- (2) この工事の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札保証について

競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、以下のいずれかの書類を提出しなければならない。

(1) 入札保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

ア 保管金領収証書は、「【保管金取扱店名】」に見積金額の100分の5の金額以上に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

イ 保管金領収証書の宛名の欄には、「【歳入歳出外現金出納官吏 役職 氏名】」と記載されるように申し込むこと。

ウ 落札者が契約を結ばないときは、保管金は、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の7の規定により国庫に帰属する。

エ 入札参加者は、落札者決定後、保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

なお、落札者は、工事請負契約書案の提出とともに提出すること。

(2) 入札保証金に代わる担保としての利付国債に係る政府担保振替国債提供書及び提供しようとする振替国債の名称、記号、利息の支払期並びに償還期限を確認するために必要な資料（提供しようとする振替国債の口座がある銀行・証券会社等で作成されたもの）

ア 政府担保振替国債提供書は、見積金額の100分の5の金額以上に相当する金額の利付国債を記載し提出すること。

イ 政府担保振替国債提供書の宛名の欄には、「【有価証券取扱主任官 役職 氏名】」と記載されるように申し込むこと。

ウ 落札者が契約を結ばないときは、振替国債は、会計法第29条の7の規定により国庫に帰属する。

エ 入札参加者は、落札者決定後、政府担保振替国債払渡請求書を提出すること。

なお、落札者は、工事請負契約書案の提出とともに提出すること。

(3) 落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払を保証する銀行等の保証に係る保証書

- ア 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）とする。
 - イ 保証書の宛名の欄には、「【会計機関名 役職 氏名】」と記載されるように申し込むこと。
 - ウ 保証債務の内容は落札者が契約を結ばないことによる損害金の支払いであること。
 - エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
 - オ 保証金額は、見積金額の100分の5の金額以上とすること。
 - カ 保証期間は、書類の提出日から、落札者決定の日から7日を経過した日以降の日であって、契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が指定する日までを含むものとする。
 - キ 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6月以上確保されるものとする。
 - ク 落札者が契約を結ばないときは、銀行等から支払われた保証金は、会計法第29条の7の規定により国庫に帰属する。
 - ケ 入札参加者は、落札者決定後、契約担当官等から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。ただし、落札者については、工事請負契約書案提出後、契約担当官等から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。
 - コ 保証期間の不足により保証期間を変更する場合の取扱いについては契約担当官等の指示に従うこと。
- (4) 落札者が契約を結ばないことにより生ずる損害をてん補する入札保証保険契約に係る証券
- ア 入札保証保険とは、落札者が契約を結ばない場合に、保険会社が保険金を支払うことを約する保険である。
 - イ 入札保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
 - ウ 保険証券の宛名の欄には、「【会計機関名 役職 氏名】」と記載されるように申し込むこと。
 - エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、入札公告に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
 - オ 保険金額は、見積金額の100分の5の金額以上とすること。
 - カ 保険期間は、書類の提出日から、落札者決定の日から7日を経過した日以降の日であって、契約担当官等が指定する日までを含むものとする。
 - キ 落札者が契約を結ばないときは、保険会社から支払われた保険金は、会計

法第29条の7の規定により国庫に帰属する。

(注：【】内は担当者が記載すること。なお、第3号イ及び第4号ウの「会計機関名」は、当該工事を契約する会計機関名を記載すること。)

3 契約の保証について

(1) 受注者は、建設工事請負契約書案の提出とともに、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限り。）にかかる証券を提出しなければならない。

ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「【会計機関名 役職 氏名】」と記載されるように申し込むこと。

ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、建設工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

エ 保証金額は、請負代金額の10分の3以上とする。また、契約不適合である場合において当該契約不適合を保証する特約に係る保証金額は、請負代金額の10分の3とする。

オ 保証期間は、工期を含むものとする。

カ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。

キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

ク 契約不適合である場合において当該契約不適合を保証する特約については、債務不履行がなく公共工事履行保証証券による保証を使用しなかった場合は、工事目的物引渡後、解約することができる。

(2) 前号の規定にかかわらず、1件につき契約金額が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項に該当し、建設工事請負契約書の作成を省略することが出来る場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

(注：【】内は担当者が記載すること。なお、「会計機関名」は当該工事を契約する会計機関名を記載すること。)

4 工期変更の場合における保証事業者に対する通知について

(1) 前払保証約款第7条の2に基づく被保証者（発注者）から保証事業者に対する通知は、建設工事請負契約書第38条第3項に定めるところにより、受注者が直ちに行うものとする。

(2) 受注者は、前号により保証事業者に対して通知を行ったときは、その旨を発注者に対して通知するものとする。

5 建設工事請負契約書案について

(1) 第1条関係（総則）

ア 仮設、施工方法等は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者の責任において定める。

イ 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

ウ 本契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は書面により行わなければならない。

(2) 第2条関係（関連工事の調整）

受注者は、発注者の調整に従い、第三者の施工する工事の円滑な施工に協力しなければならない。また、この調整に従ったことを理由として請負代金額の変更又は必要とした費用を発注者が負担することを要求することはできない。

(3) 第6条関係（一括委任及び一括下請負の禁止）

下請負に係る工事の目的物が独立した工作物であり、通常工事1件として発注できるような場合及び工事の主体的な部分を取りまとめて他の1人の建設業者に下請負させるような場合についても本条に該当する。

(4) 第7条関係（下請負人の通知）

「その他必要な事項」とは、下請負人の住所、施工部分の内容、当該工事現場の担当責任者の氏名等を含む。

(5) 第10条関係（現場代理人及び主任技術者等）

ア 第1項第2号に定める者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、恒常的な雇用関係とは、受注者から入札の申込のあった日以前に3月以上の雇用関係にあるものをいう。

イ 「監理技術者」とは、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者とする。

ウ 「常駐」とは、当該工事のみを担当していること（専任）だけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味する。また、「運営、取締り」とは、請負契約に基づく工事の施工に関し、受注者において行う工事現場に関する全ての管理行為を指すものであり、工事の施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理その他の管理のほか、工事現場の風紀の維持等もこれに含まれる。

(6) 第11条関係（履行報告）

「契約の履行についての報告」とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、施工計画書等の履行計画についての報告も含まれる。

(7) 第17条関係（工事用地の確保等）

「撤去」とは、支給材料又は貸与品を契約担当官等に返還することが含まれる。

「処分」とは、支給材料又は貸与品を回収することが含まれる。

(8) 第20条関係（設計図書の変更）

設計図書の変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度行うこととするが、軽微な設計図書の変更に伴うものは、工期の末（国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、各会計年度の末及び工期の末）までに行う。

(9) 第21条関係（工事の中止）

第3項にいう、「増加費用」とは、中止期間中、工事現場を維持し又は工事の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するため必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、工事を再開するために労働者、機械器具等を工事現場に搬入する費用等をいう。

(10) 第27条関係（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

ア 賃金又は物価の変動による請負代金額の変更（以下「スライド」という。）は、残工事の工期が2月以上ある場合に行う。

イ 第2項の「変動前残工事代金額」の算定の基礎となる「当該請求時の出来形部分」の確認については、スライドの請求があった日から起算して14日以内で、契約担当官等が受注者と協議して定める日において、監督官が確認する。この場合において、受注者の責により遅延していると認められる工事量は、当該請求時の出来形部分に含めるものとする。

ウ 第5項の「特別な要因」とは、主要な建設資材の価格を著しく変動させるおそれのある原油価格の引き上げのような特別な要因をいう。

(11) 第31条関係（不可抗力による損害）

ア 第4項の「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。

イ 1回の損害額が当初の請負代金額の $\frac{5}{1000}$ の額（この額が20万円を超えるときは20万円）に満たないものは、損害額に含めない。

(12) 第37条関係（前金払）

ア 受注者は、請負代金額が1000万円以上で、かつ、工期が150日以上
の工事については、中間前金払又は部分払のいずれかを選択することができる。また、その選択結果については、契約締結時まで申し出るものとし、その後においては変更することはできない。

イ 中間前金払を選択した場合においては、契約担当官等又は契約担当官等が指定する者の認定を受け、かつ、保証事業会社と前払金の保証契約を締結したときは、請負代金額の $\frac{10}{100}$ 以内の中間前金払の支払を請求することができる。

ウ 認定の請求は、当該契約に係る工期の $\frac{2}{10}$ （国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、当該年度の工事実施期間の $\frac{2}{10}$ ）を経過し、かつ、概ね工程表によりその実施すべき工事が行われ、その進捗が金額面（現場搬入の検査済み材料を含む。）でも $\frac{2}{10}$ （国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、当該年度の出来高予定額の $\frac{2}{10}$ ）以上である場合に行うものとする。

エ 低入札価格調査を受けたものとの契約については、第1項中「 $\frac{10}{100}$ 」を「 $\frac{10}{100}$ 」に、第5項中「 $\frac{10}{100}$ 」を「 $\frac{10}{100}$ 」に、「 $\frac{10}{100}$ 」を「 $\frac{10}{100}$ 」に、「 $\frac{10}{100}$ 」を「 $\frac{10}{100}$ 」に、「 $\frac{10}{100}$ 」を「 $\frac{10}{100}$ 」と読み替えるものとする。

(13) 第38条関係（保証契約の変更）

第2項において、前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の

変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下らないこと。

(14) 第42条関係（国庫債務負担行為に係る契約の特則）

ア 各会計年度における請負代金額の支払の限度額は、次のとおり。

年度	約	%以内
年度	約	%以内
年度	約	%以内

イ 各会計年度における請負代金額の支払の限度額及び出来高予定額は契約書を作成するまでに受注者に通知する。

(15) 第43条関係（国債に係る契約の前金払の特則）

ア 前金払の条件は次のとおりとする。

(ア) 各会計年度前金払を行う。

(イ) 初年度は前金払を行わない。

(ウ) 初年度に第2年度分を含めて前金払を行う。

イ 初年度以外の会計年度においては、予算の執行が可能になる時期以前に前金払の支払を請求することができない。

(16) 第44条関係（国債に係る部分払の特則）

ア 各会計年度における部分払を請求できる回数は、次のとおり。

年度	回
年度	回
年度	回

イ 中間前金払を選択した場合における各会計年度の部分払（最終年度に係るものを除く。）は、請負代金相当額が各会計年度の出来高予定額を超過した場合に限り請求することができる。

(注：第14号から第16号は、国庫債務負担行為に基づく契約以外の時は削除すること。また、国庫債務負担行為に基づく契約であっても、適用しない項目は削除すること。)

(17) 第56条関係（解除に伴う措置）

「撤去」とは、支給材料又は貸与品を契約担当官等に返還することが含まれる。

「処分」とは、支給材料又は貸与品を回収することが含まれる。

(18) 第59条関係（契約不適合責任期間等）

第1項における契約不適合責任期間の存続期間については、建設工事ごとに定めるものとし、原則として2年とする。ただし、設備機器本体等の当該期間は1年とする。

(19) 第60条関係（火災保険等）

建設工事請負契約書第60条に基づき、工事目的物及び工事材料を火災保険等に付する場合の取扱いは、次のとおりとする。

なお、この取扱いにより難しいときは、必要に応じて契約担当官等と協議するものとする。

ア 受注者は、火災、落雷、爆発又は破裂あるいは、台風、せん風、暴風雨の風災を原因として起こる損害をてん補できる保険を、付保するものとし、保険金は原則として請負代金額とする。ただし、次に掲げる工事は、保険を付さないことができる。

なお、受注者自ら当該保険に付加する特約等については、これをさまたげるものではない。

(ア) 解体、撤去、分解又は後片づけ工事

(イ) 建物の基礎工事及び外構工事

イ 受注者は、工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）を付保するものとする。

ウ 保険に加入する時期は、原則として工事着工のときとし、終期は工事完成後14日とする。

エ 受注者は、保険契約締結後に請負額の変更又は工事の延長等があった場合は、当該変更の内容及び保険契約の変更を行わなければならない。

オ 受注者は、保険契約を締結（変更も含む。）した場合は、当該保険証券等の写しを契約担当官等に提示しなければならない。

(20) 第64条関係（あっせん又は調停）

建設工事紛争審査会は、原則として受注者の建設業の許可区分により、国土交通大臣許可の場合は、中央建設工事紛争審査会とし、都道府県知事許可の場合は当該都道府県建設工事紛争審査会とする。

なお、一般競争に付した工事の請負契約においては、中央建設工事紛争審査会とする。

6 指導事項について

(1) 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善に努めること。

(2) 建設工事の適正な施工の確保について

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する一括下請その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

イ 下請代金の支払については、建設業法を遵守すること。

ウ 建設業法第26条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（専らその職務に従事する者で、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置すること。この場合において、専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置するものとし、発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。

エ ア、イ及びウのほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

(3) 労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

(4) 建設業退職金共済制度について

ア 建設業者は、建設業退職金共済組合（以下「組合」という。）に加入するとともに、建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。

イ 受注者は、組合の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事契約締結後1月以内に提出すること。

なお、この期間内に収納書を提出できない特別の事情がある場合には、あらかじめその理由及び証紙購入予定を併せて申し出ること。

ウ 組合に加入せず、又は証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者は、今後の指名等について考慮することがある。

エ 証紙購入状況を把握するため必要があると認めるときは、関係資料の提出を求めることがある。

オ 下請契約を締結する際は、当該契約の受注者に対してこの制度の趣旨を説明し、掛金相当額を請負代金中に算入することにより、当該契約受注者の組合加入並びに証紙の購入及び貼付を促進すること。

カ 下請契約における受注者の規模が小さく、管理事務の処理面で万全でない場合は、下請契約における注文者に組合加入手続及び組合関係事務の処理を委託する方法もあるので、下請契約における注文者は積極的に受託するようにすること。

キ 受注者は、組合から工事現場に建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識の掲示について要請があった場合には、特別の事情がある場合を除き、これに協力すること。

(5) ダンプトラック等による過積載等の防止について

ア 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。

イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

エ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。

オ ダンプカー協会の設立状況を踏まえ、同協会への加入を促進すること。

カ ダンプカー協会の設立、加入等の状況に応じて、ダンプカー協会加入車を優先的に使用すること。

キ 工事の現場に出入りする一人一車等零細なダンプカー事業者に対し、協業化による運送免許の取得を促進するよう指導すること。

ク 工事の施工に当たっては、土砂等の運搬が運送契約によって行われるときは、正規の運送免許を受けた者の車に限って使用すること。

ケ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重

大な事故を発生させた者を排除すること。

コ アからケまでのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(6) 分別解体等実施義務について

受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項の規定による分別解体等をしなければならない。

(7) 防衛省が発注する工事等からの暴力団排除の推進について（防経施第6993号。20.6.5）に基づく暴力団排除を行うための措置は以下のとおりとする。

ア 下請等から暴力団を排除するための措置について

都道府県警察から、暴力団関係業者として、防衛省が発注する工事（以下「発注工事」という。）から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、下請等として使用しないこと。

イ 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(ア) 発注工事において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(イ) (ア)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(ウ) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

ウ 通報等義務を怠った場合の措置について

(ア) 暴力団員等による不当介入を受けた受注者等が都道府県警察への通報等を怠った場合には、当該受注者等に対して指名停止又は書面による注意の喚起を行うものとする。

(イ) (ア)による指名停止を受けた者については、工事の施工成績の評定に反映させるものとする。

(ウ) (ア)による指名停止を受けた者については、その旨を公表するものとする。

(エ) (ア)による指名停止を受けた者については、下請等の承認をしてはならないものとする。

7 入門手続について

(1) 一般競争入札において競争参加資格の確認を受けた者、指名競争入札において指名通知を受けた者又は見積依頼を受けた者が、入札見積のために現地の確認が必要として自衛隊施設又は米軍施設に立ち入る場合は、事前に、立入月日及び立入りしようとする人数等についての契約担当部署と調整を行うものとする。

(2) 工事の施工に際し、自衛隊施設又は米軍施設に立ち入る場合は、事前に、工事監督官と調整を行い、当該施設を管理する部隊等の規則等に基づき関係書類を提出のうえ、出入許可を受けた後に当該施設に立ち入るものとする。

また、当該関係書類を提出の際は受注者の代表者（現場代理人等）が記載漏れや本人確認資料等を確認するとともに、申請が許可されて入門許可証等が発行される際は、受注者が一括して受領した場合にあっては、受注者は身分証明書等による申請者本人であることを確認した上で手交することとし、自衛隊施設等の担当部隊等から申請者本人へ手交する場合にあっては、受注者は部隊等が行う本人確認及び手交に立ち会うこととする。

第2 特記事項

1 工期の厳守について

- (1) 本工事の施工に当たって、関連する工事の工程は次のとおりであるので、業者相互の連絡調整等を密にし、工事が遅延することがないように努めること。

工事名称	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
○ ○ 土木工事										
○ ○ 建築工事										
○ ○ 機械設備工事										
○ ○ 電気設備工事										
○ ○ 通信工事										

注1) 凡例：―――工事準備期間又は工事休止期間、▽着工予定時期

注2) 建築及び設備工事の共通費の算定に用いる(T)は、○○ヶ月とする。

- (2) 概成工期 工期末の○日前
概成工期とは、建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行う上で、関連工事を含めた各工事が総合調整に支障のない状態にまで完了しているべき期限とする。
- (3) 建物部分の敷地造成は、 年 月までに引渡しを受けられるものとする。
また、関連する工事との工程上の関係から、 年 月 日から 年 月 日までの間は、工事の施工ができないことが見込まれる。
- (4) 建物各階のコンクリート打設は、建築工事特記仕様書による。
- (5) 建物外部足場の撤去は、 年 月までに行うものとする。
- (6) 受電時期 年 月
- (7) 本工事のほか、防衛装備庁の契約する○○機器の据付け工事が予定されており、据付け期間は、 年 月 日から 年 月 日までの予定である。
- 2 本工事の施工期間、施工時間及び施工方法等は、次のとおりとする。
○ ○ 工 年 月 日から 年 月 日まで
△ △ 工 23:00から05:00まで
その他の工種 通常の施工時間帯
破 砕 工 火薬の使用はできない。
- 3 本工事の実施に必要な関係機関等との協議は、 年 月 日頃成立する見込みである。

なお、協議の際、施工方法等に条件が付された場合は、別途協議するものとする。

4 本工事に配置する主任技術者又は監理技術者は、以下の期間において工事現場への専任を要しないものとする。

- ・本工事の契約締結日から現場施工に着手するまでの期間
- ・工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事が全面的に一時中止している期間
- ・橋梁、ポンプ、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ・工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

5 用地の取得条件、使用条件等は、次のとおりとする。

(1) 本工事場所については、用地の取得について〇〇市等と調整中であり、
年 月 日までに使用できる予定である。

(2) 本工事場所のうち図示箇所については、年 月 日頃までに取得する
予定である。

なお、予定期日までに用地の取得等ができなかった場合においても、工事の進捗に支障の生じないようあらかじめ工程上の配慮をしておくこと。

(3) 本工事場所のうち図示箇所の着工については、年 月 日以降とする。

(4) 仮設ヤードとして、別図に示す場所を無償（有償）で使用することができる。

6 本工事の実施に当たっては、次の公害対策及び安全対策を取るものとする。

(1) 次の工種の施工に当たっては、低騒音型、低振動型建設機械として指定された建設機械を使用するものとする。

〇〇工（施工時間帯 10:00～17:00）

△△

(2) 本工事の施工に当たっては、ほこり等を防止するため、〇回／日程度散水するものとする。

(3) 本工事の施工に当たっては、別図のように交通誘導警備員、警備員、ガードマンボックスを配置するものとする。なお、安全には十分注意するものとする。

交通誘導警備員（A） 〇名、夜間〇月

交通誘導警備員（B） 〇名、夜間〇月

警 備 員 〇名、工事期間中

ガードマンボックス 工事期間中

(4) 本工事における安全施設として、視線誘導標識〇〇個、安全灯〇〇本を〇月設置するものとする。

(5) 墜落制止用器具の着用は、平成31年厚生労働省告示第11号による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。

7 本工事の施工に伴う騒音、振動、地下水の変動等により工事施工場所周辺の家屋等に影響を及ぼすおそれがあるので、別図に示す範囲の〇〇について、事前、

事後の調査を行い、その結果を提出するものとする。

なお、調査の内容、方法等は、次のとおりとする。

- (1) 内 容
 - (2) 方 法
 - (3) その他
- 8 本工事の実施に当たっての搬入・搬出路は、別図に示すとおりとし、他の経路は使用してはならない。なお、使用した道路の舗装等の補修が必要となった場合は、別途協議するものとする。
 - 9 本工事で設置した足場は、本工事以外の工事（約〇〇件）の工事業者も無償で使用するので、他の業者の使用に支障のないよう常に維持管理を行うものとする。
 - 10 本工事の〇〇は、別図のとおりとするが、現地調査の結果、構造、工法等に変更がある場合は、別途協議するものとする。
 - 11 本工事で発生する残土は、〇〇地（片道運搬距離〇〇km）に運搬し捨土するものとする。
 - 12 本工事から発生する〇〇廃棄物は、受注者の負担と責任において、産業廃棄物処理場に運搬、処分するものとする。なお、処分に先立ち、受入条件等を確認し、工事監督官に報告するものとする。
 - 13 既存施設の撤去により生じた発生材は、図示場所まで運搬し、 年 月 日までに引き渡すものとする。
 - 14 既存施設の撤去により生じる〇〇等は本工事において使用するものとする。なお、使用に当たっては、品質等の確認をするものとする。
 - 15 支給材料及び寄託品は、次のとおりとする。

名 称	規 格	数 量	引 渡 場 所

- 16 本工事の〇〇に使用する電気、上下水道等は、当該施設の管理者の承諾を得て、既存施設から分岐して使用することができる。
なお、使用単価は、電気〇〇円/kwh、水道〇〇円/m³
- 17 本工事の〇〇の施工に当たって障害となる〇〇は、 年 月 日までに、〇〇が移設する予定である。
- 18 本工事の〇〇の施工に当たっては、建設労働者等の出入門はマイクロバスにより行うものとする。
- 19 防衛施設への立入り、仮設物の設置等に当たっては、関係機関等の定める諸規則に従うものとする。なお、特別な条件等が付された場合は、別途協議するものとする。
- 20 特記仕様書に記載された事項のほか、関係法令に基づく工事に必要な届出書類の手続は、受注者が行う。
ただし、消防法に基づく危険物の申請及び建築基準法に基づく建物等の評定申

請はこの限りではない。

2 1 監督官事務所の設置場所、設置面積、設置期間等は、次のとおりとする。

(1) 設置場所 別図に示すとおり。

(2) 設置面積 ○○㎡、○○造、○階建て

フロアプラン、仕様は、別図のとおりとする。

(3) 設置期間 年 月 日から 年 月 日まで

うち、 年 月 日から 年 月 日までの間の費用を負担するものとする。

(4) 電 話 ・ N T T回線○○回線を設置するものとする。

なお、使用料は、官側で負担する。

・自衛隊専用線とし、配線のみ行うものとする。

(5) 監督官事務所の水道光熱費（使用料、設置費）等は、受注者の負担とする。

2 2 監督官事務所の備品等は、次のとおりとする。

(1) 備品は、 年 月 日から 年 月 日までのうち、 年 月 日から 年 月 日までの間の費用を負担するものとする。

なお、備品の品目、数量は付表のとおりとする。

(2) 監理用車両その他

ア 監理用車両

・ 5人乗りライトバン ○台（運転手、燃料、整備、保険共）

年 月から 年 月までの間の費用を負担するものとする。

・ 50ccバイク ○台（燃料、ヘルメット、整備、保険共）

年 月から 年 月までの間の費用を負担するものとする。

イ 連絡員 ○名

年 月から 年 月までの間

2 3 現場環境の改善（快適トイレの設置）

受注者は、現場環境改善の一環として、施工現場付近に男女別1基ずつ、以下の①～⑪の仕様を全て満たすトイレを設置することとする。また、⑫～⑰については、満たしていればより快適に使用できる項目であり、必須ではない。

設置基数) 男子用1基、女子用1基

設置期間) ○ヶ月

【快適トイレに求める機能】

① 洋式便器

② 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）

③ 臭い逆流防止機能

④ 容易に開かない施錠機能

⑤ 照明設備

⑥ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨ サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩ 鏡と手洗い器
- ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- ⑫ 室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ⑬ 擬音装置（機能を含む）
- ⑭ 着替え台
- ⑮ 臭気対策機能の多重化
- ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

付 表

品 目	数 量	品 目	数 量

注) 監督官の員数により必要品目・数量を記入するものとする。